

入札監理小委員会における審議状況の報告 新宿御苑の維持管理業務

環境省の新宿御苑の維持管理業務については、平成20年12月19日に改定された公共サービス改革基本方針によって、平成22年7月から民間競争入札による事業を実施することとされている。

これに基づき、環境省から提出された新宿御苑の維持管理業務に係る実施要項（案）について、第115回入札監理小委員会（平成21年11月17日開催）で審議する際に、席上配付資料「議論のポイント」において掲げた7項目のうちの第1番目に「対象業務の範囲について」を記載していたところ、環境省側から当該論点について発言があり、その主張内容等に看過し得ない点がみられたので、以下のとおり報告する。

1. 環境省の対応

今回の環境省の対応の相当部分は環境省自然環境局幹部から委員に対してなされたものであるが、その議事録及び録音記録からは、かなりの声量かつ高圧的とも取られかねない態度で、30分弱にわたり小委員会の審議に制限を試みたと判断せざるを得ない言動が繰り返されたものと認められる。特に、所管する財団法人の業務内容について委員が質問した際には、時間の制約等を理由に説明を遮ろうとしたことが複数回にわたり明らかに認められる。その概要は以下の①から③のとおり。

また、環境省自然環境局からは、④の趣旨の発言がなされた。

- ① 対象業務の範囲は閣議決定（公共サービス改革基本方針（20年12月））で決まっているので、実施要項の説明はするが、入札監理小委員会がそれを超えて「対象業務の範囲」に関する事項を審議するのは趣旨が不明。
- ② 時間がない中、1回会議も飛んでいる中で準備をしてきたが、この場で実施要項に含まれていない業務に関して議論をするのは、実施要項の審議とは別の議論ではないか。「対象業務については議論をしない」ということでなければおかしい。
- ③ （新宿御苑の食堂、駐車場業務等を、国が委託費を出さずに、国と国有財産使用の契約をした財団法人国民公園協会が実施している状況や、その料金が国庫に納付されず、財団法人国民公園協会の収入とされている点について委員が質問したところ）別途必要があれば説明してもいいが、日程も差し迫っているの

で、閣議決定で決まった対象の実施要項の中身について審議すべき。

- ④ 昨年の閣議決定の際に、駐車場業務については、事務局とも協議の上、国からの資金交付がない業務は市場化テストの対象にしても経済的な効率性を検証することができないという理由で対象外とされた。菊の栽培業務については、19年の企画競争の際も1者応札（財団法人国民公園協会）。新宿御苑は皇室ゆかりの菊栽培の技術を受け継いでいるため、相当程度の技術が必要というのが民間業者の方々も承知しているものと認識されているため、対象外とされた。

2. 入札監理小委員会の見解

- (1) 本件への官民競争入札等監理委員会の見解を明示する必要性

官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)(以下「法」という。)第37条により、国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に設置された合議制の機関である。

監理委員会の審議は、自由な議論が保障されていることが当然の前提となるが、去る11月17日の入札監理小委員会における環境省の言動は、監理委員会での自由な議論に国の行政機関が異議を述べたものと判断せざるを得ず、かかる言動を放置しては、今後の監理委員会の運営に支障をきたすおそれがあることから、そのようなことが二度と起こらないよう監理委員会の本件に対する見解を明らかにしておくことが必要であると考え

- (2) 公共サービス改革基本方針の閣議決定と監理委員会による実施要項の審議の関係

公共サービス改革基本方針(以下「基本方針」という。)は、法第7条により、内閣総理大臣があらかじめ行政機関の長等と協議し、監理委員会の議を経た上で作成し又は見直し、閣議決定がなされることとされている。また、国の行政機関の長等は、法第14条により、基本方針において民間競争入札の対象とされ

た公共サービスについて、その実施要項を、監理委員会の議を経た上で、定めなければならないこととされている。

これらの規定を受けて、本件に関しては、内閣府公共サービス改革推進室が環境省と協議の上、基本方針見直し作業を行い、また、環境省が新宿御苑に関する民間競争入札の実施要項の作成作業を行っているものと考えられる。

これに対し、監理委員会は、法第37条の設立の趣旨に基づき、当該民間競争入札の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために議論を行うことが要請されているものと考えられる。

環境省は、新宿御苑の民間競争入札の対象業務の範囲は基本方針（20年12月閣議決定）で定められているので、入札監理小委員会が新宿御苑の民間競争入札の対象とされた業務の範囲を超えて、現在、民間競争入札が予定されていない業務に関して議論を行うことに異論を述べているものと解される。

しかしながら、監理委員会は、新宿御苑に関し、基本方針の作成・見直しの過程、実施要項の作成の過程のみならず、当該民間競争入札の実施の過程をすべて、内閣府及び環境省とは離れた立場から客観的、中立、公正な議論を行うことが求められている。

このため、基本方針の作成過程における内閣府と環境省の間の協議内容により、監理委員会の議論を制約する意見を受け入れることはできないものとする。また、新宿御苑の維持管理業務のうち、今回の民間競争入札の対象となっていない部分について、その今後のあり方等について監理委員会が議論に及ぶことは当然あり得るものとする。

(3) 環境省幹部の言動

環境省幹部は、かなりの声量かつ高圧的とも取られかねない態度で、30分弱にわたり入札監理小委員会の審議に制限を試みたと判断せざるを得ない言動を繰り返したものと認められる。特に、所管する財団法人の業務内容について委員が質問した際に、時間の制約（同時に審議予定であった大山隠岐国立公園の実施要項（案）に関する環境省自然環境局の準備不足により、1回流会した経緯がある。）を理由に説明を遮ろうとしたことが明らかに認められる。これらの行為は国の行政機関としてあってはならない行為と判断せざるを得ず、甚だ遺憾である。

(4) 実施要項に含まれていない新宿御苑の業務の取扱い

環境省から、入札監理小委員会において、新宿御苑の駐車場

業務と菊の業務について20年12月の閣議決定までの経緯に関する説明がなされたものと認められるが、閣議決定に到るまでの事務折衝の過程において、内閣府と環境省がどのような見解であったか事実関係は必ずしも明らかではない。いずれにしても、監理委員会には、環境省や内閣府とは異なる立場から業務範囲の妥当性を審議することが法の趣旨から求められているものと考えられる。

一方で、入札監理小委員会での議論の中で、食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理等業務については、国からの支出はなく、国と財団法人国民公園協会が契約を結ぶ形態で当該財団法人に国有財産の使用の許可乃至権限付与が行われていることが明らかにされているものと認められる。また、当該財団は、食堂や駐車場の料金を国庫に納付する必要はなく、清掃協力金等の名目で徴収して事業の運営にあっているものと認められる。

このような食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理の形態は、由緒ある新宿御苑の運営の経緯を踏まえたものと解される。しかしながら、政府関連公益法人（国家公務員出身者が役員や職員に在籍する公益法人。）への国民の視線に厳しいものがある中で、その徹底的な見直しが政府の方針（第4回行政刷新会議平成21年11月30日）とされており、これらの業務の事業性の有無や民間企業等の参入阻害の可能性についても厳しく見直しが行われるべきであると考えられる。

特に、食堂、売店、駐車場は、国営公園の法に基づく民間競争入札（滝野すずらん丘陵公園、国営東京臨海広域防災公園）（国土交通省が所管）においては、対象範囲に含まれている。このため、新宿御苑の場合に限り、財団に業務を行わせる形態を継続することに合理的な根拠があるのかを検証する必要があるものと考えられる。なお新宿御苑の所在が都心の中心であることからすれば、他の民間企業等の参入の可能性がかなり大きいものとして検討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、新宿御苑の食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理について、内閣府は、環境省と協議の上、国有財産の使用許可から民間委託に方式を変更することの可能性を検討し、民間競争入札の対象に含める方向で、次期基本方針にも記載する必要があるものと考えられる。

以上

○ 公共サービス改革基本方針(平成21年12月19日改定)別表(抄)

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(3)国民公園の維持管理業務	<p>○ 国民公園の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「新宿御苑」の管理・運營業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「新宿御苑」(東京都)</p>	環境省

平成21年11月17日

新宿御苑の維持管理業務

実施要項（案）の審議に当たっての 議論のポイント（11/17）

1. 対象業務の範囲について

2. 消耗品等に係る費用の負担方法について

3. 積算の内容を示す資料について

4. 業務の実績及び業務配置者に求める要件について

5. 総合評価の方法について

6. 情報開示の内容について

7. 業務の引継ぎについて

以上

新宿御苑の維持管理業務の民間競争入札実施要項（案）の概要

1 対象業務の範囲

- ① 植生管理（芝生、草地・樹林、樹木、花壇等の管理及び病害虫予防・駆除）
- ② 温室管理（植栽施設及び植栽植物の維持管理、病害虫の防除、駆除、植物の繁殖作業、絶滅危惧植物の育成管理及び温室施設の維持管理）
- ③ 清掃（園内・外周路の掃き掃除、ごみの収集・分別及び処分、トイレ清掃、園内建物及び付帯施設の清掃、園路等の簡易修理・復旧）
- ④ 発券（発券機の管理等及び車いすの貸し出し）
- ⑤ 巡視・利用指導（園内の安全性の確認・確保、園内等の利用案内、迷子等の対応、遺失物及び拾得物の処理、閉園時の退園誘導対応、門の開閉）
- ⑥ インフォメーション（御苑内の自然情報の収集、窓口業務、展示コーナーの供用、施設の維持管理）

2 委託期間

平成22年7月1日から平成25年6月30日までの3年間

3 業務の規模

環境省において設定する予定価格は不明であるが、1①～⑥の各業務の実施に係る平成20年度予算の総額は約9544万円である。

以上

官民競争入札等監理委員会・入札監理小委員会名簿

○官民競争入札等監理委員会

委員長	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
委員長代理	本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社相談役
委員	逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
	小幡 純子	上智大学法科大学院長
	櫻谷 隆夫	公認会計士
	片山 善博	慶應義塾大学法学部政治学科教授
	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	近藤 やよい	東京都足立区長
	野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長
	前原 金一	昭和女子大学副理事長
	吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
	渡邊 恵理子	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士

○入札監理小委員会

役 職	氏 名	現 職
主査	櫻谷 隆夫	公認会計士
副主査	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
副主査	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
副主査	渡邊 恵理子	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
専門委員	稲生 信男	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授
専門委員	佐藤 長英	西村あさひ法律事務所弁護士

※ 11月17日(火)の入札監理小委員会には、上記網掛けの3委員のほか、監理委員会公物分科会のメンバーである井熊 均 専門委員(株式会社日本総合研究所 執行役員 創発戦略センター所長)及び高崎 英邦専門委員(日本大学生産工学部土木工学科教授)が出席

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(平成十八年六月二日法律第五十一号)(抄)

(公共サービス改革基本方針)

第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(略)

6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会(第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。)の議を経なければならない。

7 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(略)

9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく(法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく)、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

(設置)

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

新宿御苑の維持管理業務の概況

業務	業務実施者 【平成20年度の選定方法】	国と業務実施者との関係 【平成20年度の委託金額】	国から業務実施者への委託料の支払いの有無	閣議決定に基づく市場化テストの対象範囲
新宿御苑管理運営業務	国民公園協会【企画競争】	委託契約【約8168万円】		対象（植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務）
樹木刈込業務	民間事業者、シルバー人材センター等【一般競争入札等】	委託契約 【合計約1376万円】	有	
樹木維持管理業務				
廃棄物リサイクル処理等業務				
菊の栽培業務	国民公園協会【企画競争】	委託契約【約1500万円】	有	
食堂の運営管理業務	国民公園協会【公表して募集】	国有財産の使用許可 （業務実施者は、サービスの利用者から対価を徴集し、自らの収入とすることができる。）	無	対象外
売店の運営管理業務	国民公園協会【自動更新の「協定」による】			
駐車場の運営管理業務	ボランテニア	ボランテニア	無	
茶室の運営管理業務				
園内一部区域の清掃等業務 (ボランテニア)				

※公表資料等を基に官民競争入札等監理委員会事務局にて作成

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

- 今回、行政からの支出を行い公益法人に実施させている事業の一部についても事業仕分けを実施したところ。
- この成果も踏まえつつ、年明け以降、政府関連公益法人について徹底的な見直しを行う。
- 見直しの視点のポイント
 1. 基本的姿勢
 - ◎ 行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判を踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。
 - ◎ 政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。
 2. 見直しの視点
 - ◎ 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し
 - ◆ 必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から見直し
 - ◎ 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化
 - ◆ 行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映

関連事項

- 平成20年12月から施行されている新しい公益法人制度への円滑な移行
 - ・ 関係者への新制度の説明を徹底し、早期の移行申請を促す。

政府関連公益法人の見直しに当たっての視点（案）

基本的姿勢

- 1 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえ、国家公務員出身者が役員や職員に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。
（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。
- 2 このため、行政（国又は独立行政法人）からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。
- 3 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。
- 4 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。
- 5 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。
（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。
- 6 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

見直しの視点の考え方

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

1 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

2 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 国の行政機関、独立行政法人との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。